

(案)  
大船渡市津波避難対策検討会議  
検討結果報告書

令和7年7月 日

大船渡市津波避難対策検討会議

## 目 次

1	津波避難対策検討の目的等	1
(1)	目的	1
(2)	検討会議の所掌事項	1
2	津波災害時における自動車避難の課題抽出	1
(1)	東日本大震災当時の避難方法等の状況	1
(2)	第1回大船渡市津波避難対策検討会議での意見・提案等	2
(3)	地域住民の自動車避難のあり方について、津波避難計画に係る 地域ワークショップで出た主な意見	3
(4)	課題のまとめ	4
3	自動車避難のあり方について	5
(1)	地域住民の避難	5
(2)	事業従事者等の避難	5
(3)	国道45号等幹線道路の横断時間確保対策の検討	6
4	事業従事者等の避難対策の検討	7
(1)	「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」作成の推進	7
(2)	事業者の定期的な「避難訓練」の実施	8
(3)	店舗・事務所内への「避難場所案内表示」の掲示推進	8
(4)	(仮称)津波率先避難等協力事業所登録事業の導入検討	8
5	観光客等地理不案内者の避難対策の検討	9
(1)	確実な情報伝達	9
(2)	避難誘導標識の適正配置	9
(3)	地理不案内者への事業者及び住民からの声掛けの実施	9
(4)	海水浴客への周知	9
(5)	港湾・魚市場利用者への周知	10
6	実行に向けた取組スケジュール	11
(1)	自動車避難のあり方	11
(2)	事業従事者等の避難対策	11
(3)	観光客等地理不案内者の避難対策	11
7	検討結果の今後の取扱い	12
	資料	13

## 1 津波避難対策検討の目的等

### (1) 目的

令和4年に県から最大規模の津波シミュレーション結果及び、被害想定が発表され、当市においても相当規模の被害が発生すると見込まれたが、避難の迅速化を図ることで、犠牲者ゼロが可能であるとの試算も示された。

そこで、津波災害による「犠牲者ゼロ」を目指すため、新たに大船渡市津波避難対策検討会議（以下「検討会議」という）を設置し、自動車避難の在り方など、地域の実情に合わせた避難対策の検討及び避難行動の方針を取りまとめることを目的とした。

### (2) 検討会議の所掌事項

- ① 津波災害時における自動車避難の課題抽出
- ② 自動車避難のあり方の検討（避難行動要援護者の避難を含む）
- ③ 事業従事者の避難対策の検討
- ④ 観光客等の地理不案内者の避難対策の検討
- ⑤ 避難行動の方針の取りまとめ
- ⑥ その他必要と認められる事項

## 2 津波災害時における自動車避難の課題抽出

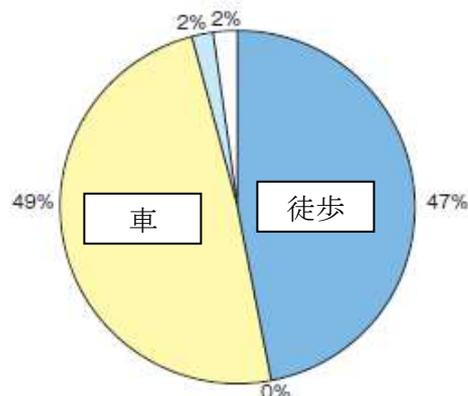
### (1) 東日本大震災当時の避難方法等の状況（アンケート調査より）

東日本大震災後の平成24年9月から10月にかけて、市が市民2,000人を対象に、震災時の地域住民の避難行動や防災意識を把握するために、アンケート調査を実施。

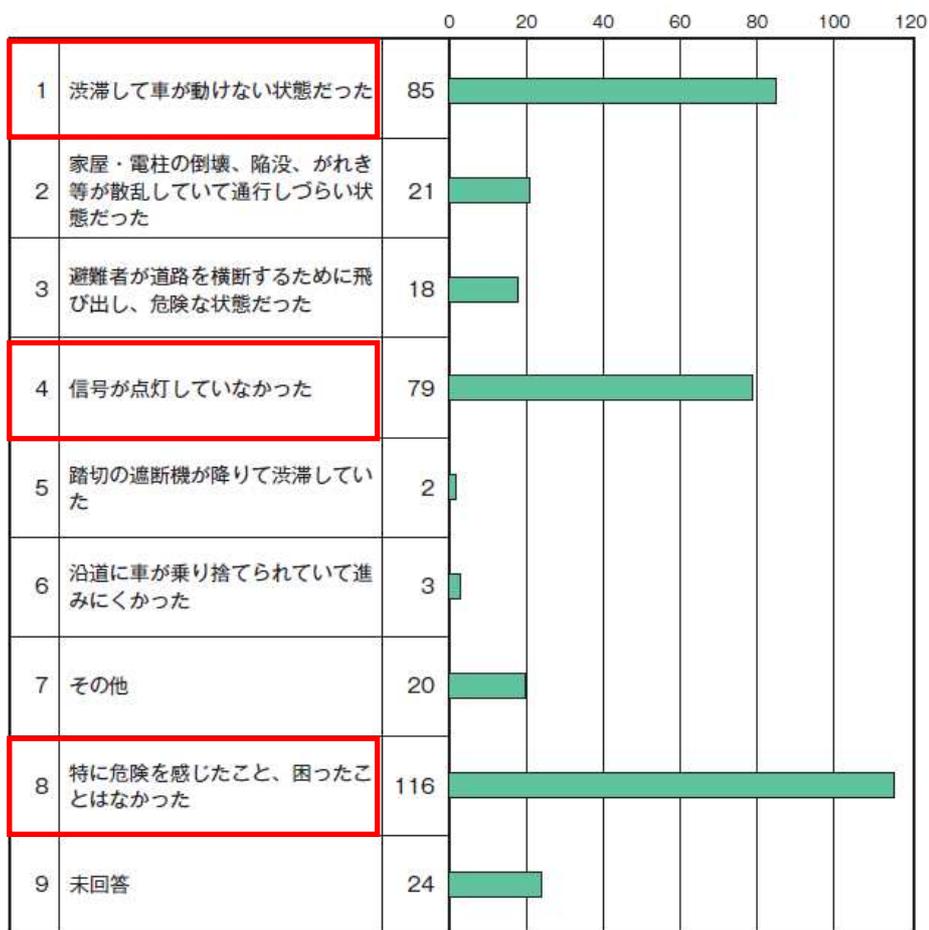
（回答約1,000人）

#### ① 避難方法について

1	徒歩	266
2	自転車・バイク	0
3	車	283
4	その他	12
5	未回答	10



② 車を使用して避難する際に、特に危険を感じたこと、困ったことはありますか。【3つまで選択】車避難における問題点（車を使用した方のみ回答）



車避難の際の問題点として、特に無かったとの回答が最も多かったが、渋滞や信号の障害の回答も多い。渋滞は、車で避難した割合が高く、かつ信号の障害等の影響により発生したものと考えられる。

③ 自由意見（車避難に係る主なもの）

- ・車避難者が多いため停電で信号停止の場合、車を誘導する必要がある。
- ・車の移動は、お年寄りや子供がいる家だけにするとか決まりを作ってほしい。
- ・車での避難に渋滞なく、高台に行ける様な方法を決めて訓練をしてほしい。
- ・車で避難した際、交差点の信号が点灯せず動けない状態で大変怖い思いをした。
- ・車の避難については渋滞時の対策。
- ・車で逃げる道路、幅広く走って逃げる人。障害者区分などを作っていただきたい。

(2) 第1回大船渡市津波避難対策検討会議での意見・提案等

① 国道45号及び県道の津波対策と道路整備

- ・国道45号では津波警報発表時に情報板やカメラで警報・監視を行い、標識で浸水区域を認識できるようにしている。
- ・県では、津波浸水区域を回避する県道を整備。

- ・令和4年公表の津波浸水想定区域に基づき、津波表示板の移設や新設を検討中。

## ② 交通規制と渋滞対策

- ・国道45号を南北に車が走る現状では、浸水区域内から区域外への迅速な避難が課題。
- ・大船渡インター、大船渡小学校付近で車を止め、浸水想定区域内への進入を防ぐ対策で渋滞緩和が図られる。
- ・非常時の駐車スペース確保による渋滞緩和策がある。
- ・警察や消防職員、消防団員が浸水区域で交通整理を行うのは難しい。

## ③ 車避難について

- ・徒歩避難を基本としつつ、車での避難者の必要性も考慮する。
- ・車椅子が必要な利用者の高台への避難時、リフト車で無事避難できた。
- ・車での避難を必要としている人が居る。
- ・車避難者を適切に管理し、渋滞を防ぐ対策が求められる。
- ・避難誘導先の山側に駐車場が確保できるかが課題。

## ④ 避難訓練と避難誘導、周知の必要性

- ・過去の津波避難訓練が有効であった事例を踏まえ、事業所等での訓練を提案。
- ・避難経路の見直しや、地域ごとの支援体制の整備が課題。
- ・要支援者が適切に避難できるような教育・支援が必要。
- ・家族だけでなく、支援者として近くにいる人が助けるような地域づくりが必要。
- ・土地勘が無い人の避難誘導。
- ・目立つ避難誘導標識の設置。

## ⑤ その他

- ・鉄道遮断機が下りていたことによる渋滞発生。鉄道との連携が必要。
- ・河川氾濫対策の強化が必要。
- ・災害時、車を駐車した場合、キーレス車ではキーを持ったままで避難することが想定される。

## (3) 地域住民の自動車避難のあり方について、津波避難計画に係る地域ワークショップで出た主な意見（令和6年9月30日～10月17日、8地区、76地域で開催）

- ・避難経路の変更で、浸水区域通過となるため逃げ遅れが危険。
- ・盛駅東側の避難は、要支援者と車での避難が難しい。
- ・車が津波で被災しても補償がないため、車で避難する。
- ・車なしでの避難所生活は不便なため、多くの人が車で避難する。
- ・要支援者の避難は身内や地域の団体に避難支援を行うべき。
- ・国道45号の渋滞解消が津波避難には不可欠。

#### (4) 課題のまとめ

- ① 車での避難は渋滞を引き起こす恐れがある。渋滞を招かない方策の検討。
- ② 車避難を容認する人の絞り込み。
- ③ 車避難を容認する人の駐車場所の確保。
- ④ 国道 45 号を横断して避難する時間の確保。
- ⑤ 避難方法や避難場所の周知。
- ⑥ 目立つ避難誘導標識の設置。
- ⑦ 地理不案内者の避難誘導。

### 3 自動車避難のあり方について

津波発生時の避難は、徒歩避難の原則を変更しない。

しかしながら、津波からの避難の迅速化を図るためには、徒歩での避難が困難な地域住民や事業従事者などの自動車による避難を容認する必要がある。

また、国道45号等の幹線道路を横断する、避難行動要支援者等が高台に迅速に避難するためには、国道45号などの通行量を抑え、幹線道路を横断する時間を確保することが重要である。

このことから、自動車避難に関する方針や今後の検討事項などを、以下の通り取りまとめた。

#### (1) 地域住民の避難

徒歩避難を原則とし、①及び②の要件に該当する場合は自動車避難を容認する。

##### ① 自動車による避難対象者

避難に「自動車を使わざるを得ない住民（※）」及び「避難支援者」。ただし、②の自動車避難可能地域の条件を備えた地域とする。

※ 避難に自動車を使わざるを得ない住民の例

ア 避難行動要支援者（大船渡市避難行動要支援者避難支援事業登録者など）

イ 徒歩避難が困難な人（各地区の津波到達時間までに津波浸水想定区域から徒歩で脱出できない人）

##### ② 自動車避難可能地域（地域公民館、契約会、自治会等の単位）

以下の条件を備えた地域。

ア 幹線道路（国道、県道）と平面交差（横断）しないで、津波浸水想定区域外に避難できる道路が確保されている地域。ただし、幹線道路の交通量が少なく容易に横断できる地域は除く。（例：図1）

イ 徒歩避難者の避難を妨げない道路幅員（例：一方通行で5.5m程度（歩行者1.5m＋車道4.0m）以上の道路がある地域。

ウ 地域内で避難車両の駐車場スペースが確保できる地域。（例：図2）

#### (2) 事業従事者等の避難

徒歩避難を原則とし、①及び②の要件に該当する場合は自動車避難を容認する。

##### ① 自動車による避難対象者

避難に「自動車を使わざるを得ない事業従事者（※）」及び「避難支援者」。ただし、②の自動車避難可能地域の条件を備えた地域とする。

※ 避難に自動車を使わざるを得ない事業従事者の例

ア 徒歩避難が困難な人（各地区の津波到達時間までに津波浸水想定区域から徒歩で脱出できない人）

##### ② 自動車避難可能地域の例

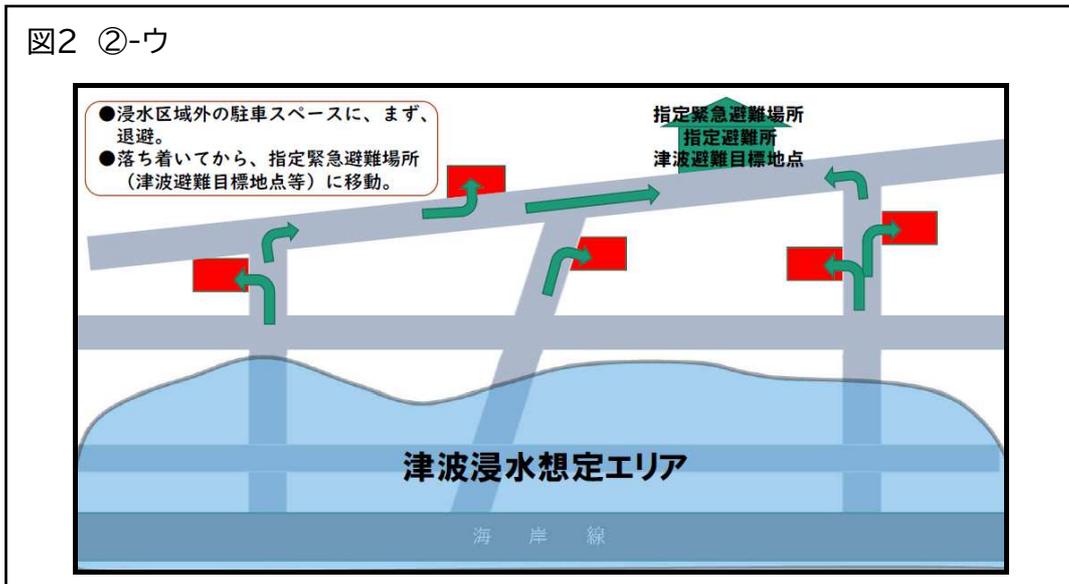
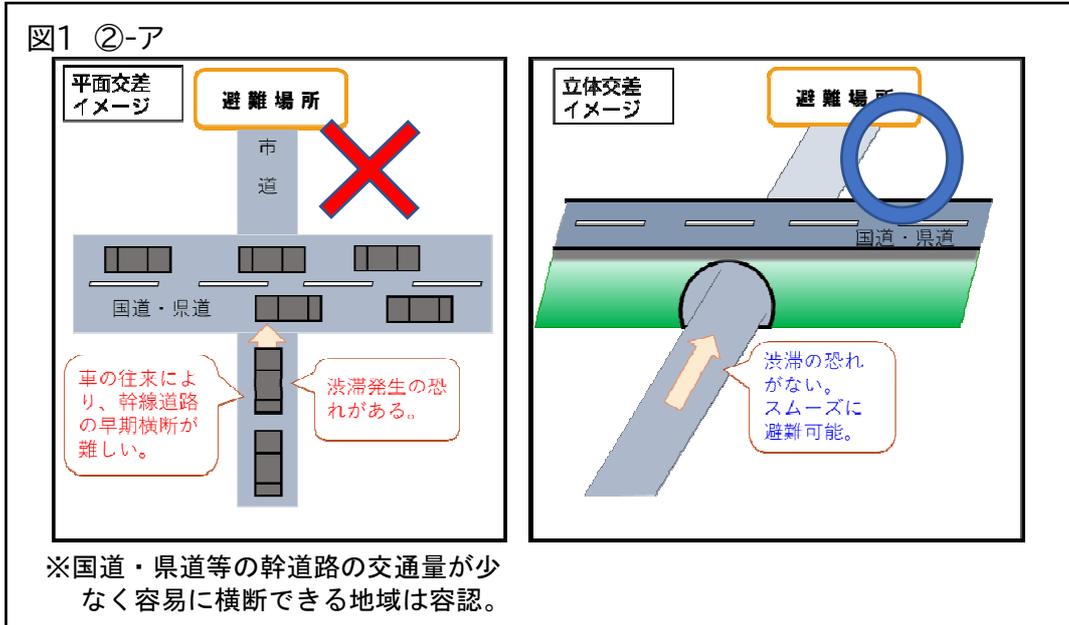
以下の条件を備えた地域。

ア 幹線道路（国道、県道）と平面交差（横断）しないで、津波浸水想定区域外に避難できる道路が確保されている地域。ただし、幹線道路の交通量が少なく容易に横断できる地域

は除く。(例：図 1)

イ 徒歩避難者の避難を妨げない道路幅員（例：一方通行で 5.5m 程度（歩行者 1.5m + 車道 4.0m）以上の道路がある地域。

ウ 浸水想定区域の外で避難車両の駐車場スペースが確保できること。(例：図 2)



### (3) 国道 45 号等幹線道路の横断時間確保対策の検討

#### ① 国道 45 号の津波警報板等の設置役割の周知

国道 45 号に設置している津波警報板や各種標識の目的、津波警報発表時に国道 45 号の一部区間が通行止めになることを周知する。(図 3)

#### 実行に向けた取組

- ・「広報おおふなと」、SNS 等で市民に周知（市）

図3



② 津波警報等発表時の交通規制・避難誘導等実施の検討

市内の国道等（県道、市道含む）の車両誘導、交通規制、避難誘導等を効果的に行うため、関係機関で協議・検討を行う。

**実行に向けた取組**

- ・関係機関で交通規制・避難誘導等を協議・検討（国道管理者、県道管理者、大船渡警察署、消防署、市等）

③ 避難誘導看板等の設置検討

津波警報発表時の浸水想定区域内の通過交通車両乗り捨て避難者の避難を適切に誘導するため、主要箇所へ避難誘導看板、緊急駐車場所看板等の設置を検討する。

**実行に向けた取組**

- ・避難誘導看板の設置検討（国道管理者、県道管理者、市）
- ・緊急駐車場所の検討（市）

4 事業従事者の避難対策の検討

事業従事者や店舗の訪問者が迅速に避難できるようにするためには、事業者の避難意識を高めることが重要である。そのため、以下の取組を取りまとめた。

(1) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」作成の推進

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）は、浸水想定区域内の事業者（集会施設、商店等）が津波からお客様や従業員を守るために作成する計画である。そのため、対象となるすべての事業所の対策計画作成を目指す。

※消防署提出作成対象事業者の状況（令和6年11月現在）

対象事業者 125 施設 作成済 120 施設（96.0%）（令和6年11月現在）

危険物施設 38 施設 作成済 34 施設（89.5%）（令和6年11月現在）

#### 実行に向けた取組

- ・対策計画の確認と作成働きかけ（大船渡消防署）

### (2) 事業者の定期的な「避難訓練」の実施

津波からの避難にあたっては、日頃の訓練が効果的であるため、定期的な訓練の実施を周知する。

#### 実行に向けた取組

- ・対策計画対象事業所への避難訓練実施の働きかけ（市、消防署）
- ・「広報おおふなと」、「商工しおさい」の広報媒体等を活用した商店等への周知（市、大船渡商工会議所）

#### 好事例 🍌

震災前、大船渡商工会議所では、毎年、避難訓練を実施していたことで、震災当日、職員は、円滑な避難行動をとることができ、犠牲者を出さなかった。

### (3) 店舗・事務所内への「避難場所案内表示」の掲示推進

店舗や事務所に訪れたお客様や従業員の避難を円滑に行うため、店内や事務所内の目立つ場所に避難場所を掲示することを推進する。

#### 実行に向けた取組

- ・対策計画対象事業所への避難場所案内表示の掲示の働きかけ（市、消防署）
- ・「広報おおふなと」、「商工しおさい」等の広報媒体を活用した周知（市、大船渡商工会議所）（再掲）

### (4) （仮称）津波率先避難等協力事業所登録事業の導入検討

津波警報発表時に事業者が、率先して避難するとともに、避難する際に周囲の住民や観光客等に避難の呼びかけを行う事業所を登録する事業創設を検討する。

#### 実行に向けた取組

- ・（仮称）津波率先避難等協力事業所登録事業の創設検討（市）

## 5 観光客等の地理不案内者の避難対策の検討

地理不案内者等の避難誘導には、確実な情報伝達と迅速な避難支援が求められる。そのため、避難誘導標識の設置や、事業者や住民からの声掛けが効果的であることから、以下の取組を取りまとめた。

### (1) 確実な情報伝達

市民のみならず、市内に滞在している人々にも確実に情報を伝達するため、防災行政無線、緊急速報メール、電光道路表示板など、既存のあらゆる手段を活用して避難喚起を行う。

#### 実行に向けた取組

- ・効果的な防災行政無線放送内容の検討、時間軸に応じた情報発信の検討（市）
- ・電光道路表示板での注意喚起（県道管理者、国道管理者）

### (2) 避難誘導標識の適正配置

観光客、外国人、通過交通者、一時滞在者など適切な避難誘導を図るため、避難誘導標識の適正配置を検討する。

#### 実行に向けた取組

- ・避難誘導標識の設置場所の検討、適正配置（市）
- ・国道、県道などへの避難誘導標識の設置検討（県道管理者、国道管理者）

### (3) 地理不案内者への事業者及び住民からの声掛けの実施

地理に不慣れな人（※）の避難を促すには、周囲の人による呼びかけが効果的である。そのため、観光関連事業者や各事業所、市民などが避難する際に、地理に不慣れな人への声掛けを実施するよう周知する。

※地理に不慣れな人：旅行者、通過交通者、店舗来訪者、技能実習生、仕事関係者など

#### 実行に向けた取組

- ・観光関連事業所等への津波避難の周知、防災学習の実施（市）
- ・技能実習生等の外国人転入手続きの際にチラシ配布（市）
- ・技能実習生等の外国人への防災学習の実施（市）

### (4) 海水浴客への周知

海水浴客が、津波警報等発表時に迅速に避難を開始できるよう、避難先案内看板の設置や津波フラッグを活用する。

#### 実行に向けた取組

- ・海水浴場への看板設置、海水浴客への周知（チラシの配布、放送呼びかけなど）（市）

#### (5) 港湾・魚市場利用者への周知

大船渡港は、大型客船や外国船籍・県外船籍の貨物船、漁船などの利用が多く、地理に不慣れな人が下船する。また、港湾や魚市場の作業従事者、観光客などもあるため、有事の際の避難行動について周知する。

##### 実行に向けた取組

- ・港湾ふ頭への避難誘導看板の設置検討（県（港湾管理者））
- ・大型客船入港時、下船客への避難先を周知するための看板設置（市）
- ・港湾・魚市場業務従事者等の避難行動周知（県（港湾管理者、漁港管理者）、市）

## 6 実行に向けた取組スケジュール

津波避難対策の実効性を確保するため、短期的な取組として3年間のスケジュールを取りまとめた。

### (1) 自動車避難の在り方

区分	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	地域住民の避難（自動車避難）		津波避難計画修正	周知
2	事業者等々の避難（自動車避難）		津波避難計画修正	周知
3	国道45号渋滞対策の検討	検討・協議		検討を踏まえた対応
4	避難誘導看板（通過車両避難者用）等の設置検討	検討・協議		検討を踏まえた対応
5	緊急駐車場所の検討		検討・協議	

### (2) 事業者の避難対策

区分	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	海溝型地震防災対策計画の作成の推進	作成働きかけ		
2	事業者の避難訓練の実施	周知・訓練実施働きかけ		
3	店舗・事業所への避難場所への掲示推進	周知・掲示働きかけ		
4	（仮称）津波率先避難等協力事業登録事業の導入検討	制度検討	周知・協力事業所登録	

### (3) 観光客等の地理不案内者の避難対策

区分	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	確実な情報伝達（防災行政無線放送内容等）	放送内容検討	運用	
2	確実な情報伝達（電光掲示板で周知）	運用		
3	避難誘導標識の適正配置	現況調査	設置場所検討	随時設置
4	観光関連事業所等への津波避難の周知、防災学習の実施	1回開催		1回開催
5	技能実習生等の外国人転入手続きの際のチラシ配布	チラシ作成	配布	
6	技能実習生等の外国人への防災学習の実施	1回開催	1回開催	1回開催
7	海水浴客への周知	看板設置・周知		
8	港湾・魚市場利用者への周知（外国船・業務従事者等）	対策検討		運用
9	港湾利用者への周知（大型客船下船者等）	看板設置・周知		

## 7 検討方針の今後の取扱い

- (1) 検討会議で提案した取組事項は、大船渡市地域防災計画や大船渡市津波避難計画に反映すること。
- (2) 津波避難対策を推進するため、関係機関と協議・連携しながら取り組むこと
- (3) 地域住民の津波に対する防災意識を高めるため、日頃から市の広報紙などを活用した周知や、地域での研修会の実施に取り組むこと。
- (4) 地域住民が確実に避難できるよう、住民同士の共助体制を整えること。

## 資料

### 1 大船渡市津波避難対策検討会議置要綱及び構成員

#### (1) 大船渡市津波避難対策検討会議置要綱

(設置)

第1 津波災害による犠牲者ゼロを目指すため、地域の実情に合わせた避難対策の検討及び避難行動の方針を取りまとめることを目的として、大船渡市津波避難対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 津波災害時における自動車避難の課題抽出
- (2) 自動車避難のあり方の検討（避難行動要援護者の避難を含む）
- (3) 事業従事者の避難対策の検討
- (4) 観光客等の地理不案内者の避難対策の検討
- (5) 避難行動の方針の取りまとめ
- (6) その他必要と認められる事項

(組織)

第3 検討会議委員は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種機関及び団体等の推薦による者
- (3) 防災知識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から避難行動の方針の決定までの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 検討会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により、それぞれ定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(意見の聴取等)

第7 検討会議は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8 検討会議の庶務は、総務部防災管理室において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月15日から施行する。
- 2 最初に行われる検討会議の招集は、第6第1項の規定に関わらず市長が行う。

## (2) 構成員

大船渡市津波避難対策検討会議委員名簿

No.	区 分	氏 名	施設、団体名・職名考
1	委員長	杉 安 和 也	岩手県立大学防災復興支援センター 副センター長
2	副委員長	佐 藤 惟 司	前大船渡市地区公民館連絡協議会会長
3	委 員	佐 藤 秀 一	国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所 大船渡維持出張所長
4	委 員	山 本 純 一	岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター 道路整備課長
5	委 員	小笠原 弘 哉	大船渡警察署 地域課長
6	委 員	伊 藤 淳 子	大船渡商工会議所 企画総務部課長
7	委 員	大和田 恵 美	一般社団法人大船渡市観光物産協会 係長
8	委 員	山 崎 高 徳	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会 生活福祉課長
9	委 員	新 沼 真 弓	防災士
10	委 員	新 沼 晃	大船渡消防署 署長
11	委 員	新 沼 晶 彦	大船渡市防災管理室長
12	委 員	安 居 清 隆	大船渡市市民生活部長
13	委 員	藤 原 秀 樹	大船渡市保健福祉部長
14	委 員	富 澤 武 弥	大船渡市商工港湾部長
15	委 員	山 岸 健悦郎	大船渡市農林水産部長
16	委 員	長 岩 智 徳	大船渡市都市整備部長
17	委 員	山 口 浩 雅	大船渡市教育委員会教育次長

## 2 検討経過

年 月 日	内 容
令和6年7月2日	第1回大船渡市津波避難対策検討庁内関係課等会議 (1) 自動車避難の課題について (2) 津波避難の前提条件等の確認について
令和6年7月9日	第1回大船渡市津波避難対策検討会議 (1) 委員長選出及び副委員長指名について (2) 自動車避難の課題について (3) 津波避難の前提条件等の確認について
令和6年9月30日 ～10月17日	津波避難計画に係る地域ワークショップ 対象地区8地区（末崎地区、大船渡地区、盛地区、赤崎地区、蛸ノ浦地区、綾里地区、越喜来地区、吉浜地区）76地域 3 参加対象者地域自主防災組織等、消防団、民生委員・児童委員 4 参加者数計 252人
令和6年11月29日	第2回大船渡市津波避難対策検討庁内関係課等会議 (1) 自動車避難のあり方の検討について (2) 事業従事者の避難対策の検討について (3) 観光客等の地理不案内者の避難対策の検討について (4) 実行に向けた取組スケジュールの検討について
令和7年1月9日	第2回大船渡市津波避難対策検討会議 (1) 自動車避難のあり方の検討について (2) 事業従事者の避難対策の検討について (3) 観光客等の地理不案内者の避難対策の検討について (4) 実行に向けた取組スケジュールの検討について
令和7年2月28日	第3回大船渡市津波避難対策検討庁内関係課等会議
令和7年7月4日	第3回大船渡市津波避難対策検討会議

